**秘密保持に関する誓約書**

令和６年　月　日

公益財団法人東京観光財団

理事長　金子　眞吾　殿

法人名

住所

代表者氏名 印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）は、公益財団法人東京観光財団（以下「乙」という。）が行う「令和６年度東京都観光ボランティアポータルサイトの保守業務等（一部改修を含む）委託」の事業者選定企画審査会への参加に当たり、次のとおり誓約する。

第１条（目的）

甲は、「令和６年度東京都観光ボランティアポータルサイトの保守業務等（一部改修を含む）委託」の事業者選定企画審査会への参加（以下「本目的」という。）に当たり、乙から開示された秘密情報を秘密として保持するために秘密保持誓約書を提出する。

第２条（秘密情報）

本目的の履行における秘密情報は、乙が本目的の履行のために必要があると認めて、秘密表示をし、開示する全ての情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

(1) 開示の時点で既に公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報

(2) 甲が事前に乙の承諾を得て公開した情報

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報

(4) 開示の時点で既に甲が保有している情報

第３条（秘密保持）

甲は、乙から開示された秘密情報について、適正に保管管理し、その秘密を保持しなければならない。

２ 甲は、本目的の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、乙から開示された秘密情報を開示又は漏えいしてはならない。

３ 甲は、乙から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

４ 甲は、乙から開示された秘密情報について複製が必要なときは、事前に乙の承諾を受けるものとする。

第４条（目的外使用の禁止）

甲は、本目的の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

第５条（第三者への開示）

甲は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に秘密情報を開示する場合は、事前に乙の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

２ 甲は、前項により、秘密情報を開示する第三者に対し、本誓約書と同等の秘密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。

３ 第１項の規定は、次に掲げる場合には適用されない。ただし、甲は、乙に対し開示した旨を通知するものとする。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他甲に対して本誓約に基づき甲が乙に負うのと同等以上の守秘義務を負う者に対して、合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(2) 法令又は政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会の規則その他これらに準ずる定めに基づき乙に開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

第６条（甲の責任）

甲は、本目的を履行する上で、全ての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害してはならない。

２ 前項の場合、第三者より乙に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決するものとする。

３ 前条で甲が秘密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には、甲は、当該第三者と連帯して、乙に対して責任を負うものとする。

第７条（返還・破棄義務）

甲は、乙から請求された場合又は本目的の履行が終了した場合には、秘密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに乙に返却し、又は乙の指示に従い、破棄するものとする。

第８条（関係者への遵守徹底）

甲は、本目的の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び第５条で甲が秘密情報を開示した第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。

第９条（損害賠償）

甲又は第５条で甲が秘密情報を開示した第三者が、前各条項のいずれかに違反した場合又は乙の秘密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、乙に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責を負うものとする。

第10条（協議解決）

本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。